

令和 7 年度	第 251801 号	委 託 仕 様 書			伊 賀 南 部 環 境 衛 生 組 合			
件 名	資源(AC地区)収集運搬業務委託							
場 所	名張市内及び伊賀市青山支所区域							
履 行 期 間	令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで							
業 務 の 概 要								
別紙仕様書による収集地区から発生する、紙・繊維類の収集、運搬業務								

内 訳 書

第 1 号

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
資源(ＡＣ地区)収集運搬業務委託 車 両 費						
塵 芥 収 集 車	4tパッカー車	2	台			代価表第1号
低 床 ト ラ ッ ク	2tトラック	1	台			代価表第2号
車 両 費 計						
人 件 費	一般運転手	1.00	式			代価表第3号
直 接 委 託 費 計		1.00	式			
諸 経 費		1.00	式			
小 計		1.00	式			
消 費 税 相 当 額		1.00	式			
合 計		1.00	式			

代 價 表

第 1 号 塵芥収集車車両費

1. 0 式当り

[illegible]

代 價 表

第 2 号 低 床 ト ラ ッ ク 車 両 費

1. 0式当り

[illegible]

代 価 表

第 3 号 人 件 費 1. 0式当り

名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一 般 運 転 手						
1 日 当 り			人			
小 計						
1 2 ヶ 月		120	日			10日/月×12ヶ月
合 計						

令和 7 年度
資源（A C 地区）収集運搬業務委託
仕様書

伊賀南部環境衛生組合

1. 目的

本業務は、伊賀南部環境衛生組合（以下「発注者」という。）の管内（名張市内及び伊賀市青山支所区域）で発生する家庭系一般廃棄物を衛生的かつ適正に処理するため、家庭から排出された一般廃棄物のうち、紙・繊維類等（以下「資源」という。）を別表で指定された地区において収集し、資源化を行うための運搬を目的とする。

2. 委託業務内容

収集運搬する一般廃棄物は、「資源」とし、発注者が別紙により指定した日に指定された地区の家庭から排出された「資源」を収集し、指定された処理施設への運搬を行う。

「資源」とは、家庭から排出される一般廃棄物のうち、以下の品目とする。

- ・新聞（折込チラシを含む）
- ・雑誌、ざつ紙
- ・ダンボール
- ・紙パック
- ・繊維類

3. 業務履行

業務の履行に当たって、受注者は発注者の事業を受託していることを深く認識するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則」等ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、発注者が定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って、能率的、経済的、安全かつ誠実に履行すること。

4. 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5. 支払方法

毎月払い

発注者は受注者から請求のあった日から 3 0 日以内に支払う。

6. 業務計画書

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書（登録車両名、収集経路）を作成し、発注者の承認を受けること。

7. 従業員の届出

受注者は、あらかじめ業務に従事する従業員の氏名を書面にて発注者に届け出ること。また、変更等がある場合は速やかに届け出ること。

8. 車両等の機材

- (1) 業務の履行に必要な車両・機材器具等は、受注者の負担とする。
また、使用車両及び機材器具等については適正に管理し、事故等を未然に防ぐよう努めること。
- (2) 業務に使用する車両には、発注者の指定する看板を車体に表示すること。

9. 作業基準

- (1) 業務は、発注者の定める収集日程表に基づいて行うこと。(収集回数は各地区月1回)
- (2) 業務は、発注者の指定した地区の指定した品目を指定した日の午前8時30分から行うこととし、原則として午前中に収集し、指定された処理施設への運搬を終えること。
- (3) 収集作業は、排出された資源を各品目別に収集することとする。また、各品目別に計量を行うため、処理施設への運搬をしたときに品目別に計量できるように収集運搬の工程を立てること。
- (4) 集積場所の追加・変更・廃止や、天災・交通障害による変更等が生じた場合、また、その他発注者から指示がある場合は迅速に対応すること。
- (5) 収集後の集積場所は、常に清潔保持に努めること。また、シート等が使用されているときは、交通の支障等にならないよう折りたたみ、重しを載せておくこと。
- (6) 業務中においては、道路交通法等交通法規を遵守するとともに、周囲の人や車両等の安全を妨げることをしないよう十分配慮し、積載物の落下や道路路面等へごみ・汚水等の飛散防止に必要な対策を講じること。
- (7) 業務中は、市民等に対し親切丁寧を旨とし、不快感や迷惑を与える行動や言動等信頼を損なう行為は絶対に行わないこと。
- (8) 業務中に、市民等から金品その他の物を収受してはならない。

10. 搬入場所

収集した資源は、伊賀南部ストックヤード（名張市青蓮寺2723番地）へ運搬するものとする。ただし、発注者が搬入施設を変更した場合は、発注者の指示に従うこと。

なお、搬入に当たっては、当該処理施設の職員の指示に従うこと。

11. 業務報告

受注者は、業務実績を明らかにするため、発注者の指定する様式の業務日報により作業日以降速やかに報告すること。また、当月分の業務月報を翌月5日までに報告すること。

12. 事故の報告

- (1) 受注者は、業務中に事故等が発生したときは、自ら適切な処置を取るとともに直ちに発注者に概要を連絡し、速やかに書面で報告すること。
- (2) 受注者が業務において被る事故、災害等によって受けた損失は、発注者

はその責を負わない。

13. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。

14. その他

悪天候及び天災等不測の事態並びに、収集形態に変更等が生じた場合は、速やかに発注者と協議により決定をすること。

別表の地区に変更等が生じ、発注者が必要と認めた場合においては契約の変更を行う場合がある。

15. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者との協議により決定するものとする。

A C 地区

令和6年12月26日現在

区域	No.	地 区 名	件数	地区計
伊 賀 市 (青 山 支 所 管 内)	9	種生(除小川内)	2	13
		古田	1	
		老川	3	
		霧生	4	
		腰山	1	
		諸木	1	
		福川	1	
	10	別府	2	8
		寺脇	1	
		岡田	1	
		柏尾	1	
		川上	1	
		青山羽根	2	
伊賀市(青山支所管内)合計				21

AC地区合計件数	229 件
----------	-------